

# 調 査 の 概 要

## 1 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

## 2 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）（基幹統計調査）

統計法施行令（平成20年政令第334号）

学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

## 3 調査の範囲

- (1) 学校教育法第1条による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園
- (2) 教育基本法第6条による幼保連携型認定こども園
- (3) 学校教育法第124条による専修学校
- (4) 同法第134条による各種学校
- (5) 同法第18条による不就学学齢児童及び不就学学齢生徒

## 4 調査期日

平成28年5月1日現在

ただし、卒業後の状況調査は、平成28年3月卒業者について、平成28年5月1日現在

## 5 調査方法・種類

- (1) 全数調査
- (2) 調査の種類及び調査事項

調査の種類	調 査 事 項	申告者
学校調査	学校の名称、種別及び所在地、学科・課程又は学級に関する事項、教職員数、児童・生徒又は幼児の在籍状況等	学校の長
卒業後の状況調査	学校の名称、種別及び所在地、卒業者の進学・就職の状況等	学校の長
学校通信教育調査	学校の名称及び所在地、教職員数、生徒の在籍状況、生徒の入学・卒業・退学及び単位修得の状況等	学校の長
不就学学齢児童生徒調査	教育委員会の名称及び所在地、学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況、居所不明の学齢児童生徒の数、死亡した学齢児童生徒数の数	市町村 教育委員会
学校施設調査	学校の名称、種別及び所在地、土地又は建物の用途別、構造別等の面積、土地又は建物の増減の状況	設 置 者

## 6 本年度調査の変更点

学校教育法の改正により、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施する学校種として、新たに「義務教育学校」が設置されることに伴い、本年度から当該学校に対する調査を実施する。

また、「理由別長期欠席者数」の調査項目は、『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』に統合したため特別支援学校を除き削除する。

## 7 利用上の注意

- (1) 本報告書中の構成比は、四捨五入によって算出しているため、合計の数字と内訳が一致しないことがある。
- (2) 本報告書中の記号は、次のとおりとする。

『 - 』	係数が『0』の場合
『0.0』	係数が単位未満の場合
『・・・』	係数出現があり得ない場合、又は調査対象とならなかった場合
『△』	減少の場合
『ポイント』	%と%の差

## 【用語の説明】

<p>〔学校調査〕</p> <p>併置</p> <p>本務者</p> <p>兼務者</p> <p>教育補助員</p> <p>長期欠席者</p> <p>外国人</p> <p>複式学級</p>	<p>全日制と定時制の両方の課程を設置している学校。</p> <p>当該学校の専任の教職員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。</p> <p>本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。          &lt;例&gt;          ・甲さんがA学校で非常勤講師をやっている              →A学校で教員（兼務者）1人として計上          ・乙さんはA学校、B学校で非常勤講師をやっている              →A学校で教員（兼務者）1人、B学校で教員（兼務者）1人、あわせて教員（兼務者）2人として計上</p> <p>幼稚園で、園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師以外で、教育活動の補助を行っている者。教員免許状の有無は問わない。</p> <p>前年度間（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間）に30日以上欠席した者の数。欠席は連続である必要はない。          ① 病気…本人の心身の故障、ケガ等          ② 経済的理由…家計が苦しく教育費が出せない等          ③ 不登校…「病気」や「経済的理由」以外の何かしらの理由で登校しない（できない）ことにより長期欠席した者          ④ その他…「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者          &lt;例&gt;          ・保護者の教育への考え方や無理解・無関心など家庭の事情          ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等          ・「病気」と「不登校」など、欠席理由が2つ以上あり、主たる理由が特定できない</p> <p>日本国籍を持っていない者。二重国籍者は日本人として計上。</p> <p>小学校や中学校で、1年生と2年生の在学者で構成された学級のように、2以上の学年の在学者で構成されている学級。</p>
--	---

〔卒業後の状況調査〕	
高等学校等進学者	中学校，特別支援学校中学部，中等教育学校前期課程の卒業者のうち，高等学校の本科（全日制・定時制及び通信制）及び別科，中等教育学校後期課程の本科及び別科，高等専門学校，及び特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者，及び進学しかつ就職した者。
大学等進学者	高等学校，特別支援学校高等部，中等教育学校後期課程の卒業者のうち，大学（学部），短期大学（本科），大学及び短期大学の通信教育部（正規の課程），放送大学（全科履修生），大学及び短期大学（別科），高等学校（専攻科），及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者，及び進学しかつ就職した者。
専修学校（高等課程）進学者	中学校等卒業者のうち，専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者及び進学しかつ就職した者。
専修学校（専門課程）進学者	高等学校等卒業者のうち，専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で，通常専門学校と称する）へ進学した者又は進学しかつ就職した者。
専修学校（一般課程）等入学者	専修学校の一般課程又は各種学校（予備校等），高等学校等卒業者においてはそれに加え専修学校高等課程へ進学した者及び進学しかつ就職した者。
公共職業能力開発施設等入学者	職業能力開発大学校，職業能力開発短期大学校，職業能力開発センターなど，職業能力開発促進法に基づき設置された施設などに入学した者。
就職者	中学校等卒業者においては「高等学校等進学者」「専修学校(高等課程)進学者」「専修学校（一般課程）等入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」以外で就職した者をいい，高等学校等卒業者においては「大学等進学者」「専修学校(専門課程)進学者」「専修学校（一般課程）等入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」以外で就職した者（臨時的な仕事に就いた者を除く）。
正規の職員等	雇用の期間の定めのないものとして就職した者，または個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者。
正規の職員等でない者	雇用の期間が1年以上で期間の定めがある者であり，かつ1週間の所定の労働時間がおおむね30～40時間程度をいう。

一時的な仕事に就いた者	卒業後、パート、アルバイトなどの臨時的な収入を目的とした仕事に就いた者。
左記以外の者	卒業後、進学でも就職でもない事が明らかな者。 <例> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予備校に所属せず受験の準備をしている者</li> <li>・ 就職活動をしている者</li> <li>・ 家事手伝いなど</li> </ul>
死亡・不詳の者	卒業後、調査期日の5月1日までに死亡した者と、学校で卒業後の状況がどうなっているか全く把握できない者。
〔不就学学齢児童生徒調査〕 不就学学齢児童生徒	学校教育法第17条第1項、又は第2項で保護者が就学させなければならない子で、病弱・発育不完全その他やむを得ない理由のため就学困難と認められ、市町村教育委員会によって就学義務を猶予又は免除されている者。

### 【専修学校と各種学校の違い】

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
根拠法令	【学校教育法第124条】 職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。	【学校教育法第134条】 学校教育に類する教育を行うもの。
修業年限	1年以上	1年以上。ただし、簡易に修得できる技術、技芸等の課程については3月以上1年未満とすることができる。
授業時間	1年間にわたり、学科ごとに800時間以上であること。ただし、夜間学科等にあつては、修業年限に応じて450時間以上とすることができる。	1年以上の場合は、1年間にわたり680時間以上、1年未満の場合にあつては、その修業期間に応じて授業時間数を減じて定めるものとする。
入学資格	高等課程は中卒以上。専門課程は高卒以上。一般課程は独自に設定。	課程に応じて独自に設定。
その他	教育を受ける者が常時40人以上	生徒の総実員は常時40人以上。